

証券コード 4074
(発送日) 2025年3月13日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月6日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
株 式 会 社 ラ キ ー ル
代表取締役社長久保 努

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、**いずれか**のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.lakeel.com/ja/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4074/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ラキール」又は「コード」に当社証券コード「4074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会資料をご検討のうえ、**2025年3月27日（木曜日）午後6時**までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー31階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的 報告事項 1. 第8期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 議決権行使についてのご案内 4頁から6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

◎書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をいただくことをお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載の各ウェブサイトにおいて、その旨及び修正内容を掲載いたします。

◎当社は、株主の皆様とのさらなるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで株主総会参考書類等の主要なコンテンツ・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマート招集」を導入しています。詳細は3頁をご覧ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4074/>



招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/4074/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能
スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に
インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応
株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、タブレット、パソコンからご覧いただけます。





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時到着分まで



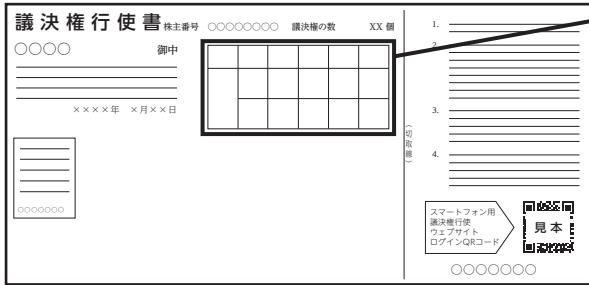
インターネットで議決権を 行使される場合

6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

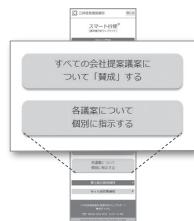
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を
ご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 <u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略) (新設)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> ②～③ (現行どおり) <u>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役（監査等委員であるものを除く）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)	第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 ②取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 ②取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
第25条 (条文省略) (新設)	第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)
第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第27条 (条文省略)	第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条 (現行どおり)	

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員</u> である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。
第29条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。	第30条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除)
(監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
(監査役会規則) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急をする場合はこれを短縮することができる。</p> <p>②監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当会社は、取締役会の決議によって、第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、本総会終結の時をもつて監査等委員会設置会社に移行し、取締役6名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案に同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	備考
1	久保 努	代表取締役社長	<input type="checkbox"/> 再任
2	松本 英晴	取締役 管理/広報・マーケティング管掌 上席執行役員	<input type="checkbox"/> 再任
3	岩野 和生	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
4	横田 浩	監査役	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>	久保 努 (1964年9月27日)	<p>1988年4月 株式会社エイ・エス・ティ（現 日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社）入社</p> <p>1999年2月 株式会社イーシー・ワン入社 S I事業部長</p> <p>2000年9月 同社 P S事業本部長</p> <p>2001年4月 同社cBank事業本部長</p> <p>2001年6月 同社取締役cBank事業本部長</p> <p>2001年11月 同社取締役アジア事業統括</p> <p>2001年12月 EC-One China Holding, Inc.（現 Legend Applications China Holding, Inc.）取締役（現任）</p> <p>2002年1月 北京一希望信息技术有限公司（現 北京利衆得应用技术有限公司）副董事長兼總經理</p> <p>2003年6月 株式会社イーシー・ワン常務取締役</p> <p>2005年4月 北京一希望信息技术有限公司（現 北京利衆得应用技术有限公司）董事長</p> <p>2005年6月 旧株式会社レジェンド・アプリケーションズ設立 代表取締役社長</p> <p>2007年8月 北京利衆得应用技术有限公司董事</p> <p>2012年1月 株式会社ワークスマーケティング執行役員</p> <p>2015年12月 同社取締役</p> <p>2017年10月 LAI HOLDING株式会社（現 当社）設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>2018年12月 株式会社ZEST取締役</p>	3,164,400株

【取締役候補者とした理由】

久保 努氏は2005年6月に当社の前身を創業、経営者としての豊富な経験と当社グループ事業に関する幅広い見識を有しており、グループ経営全体を統括しております。今後も当社グループの企業価値向上及びガバナンス強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2 再任	松本英晴 (1960年2月1日)	<p>1983年4月 住友生命保険相互会社入社</p> <p>2009年3月 同社 不動産部長</p> <p>2012年4月 同社 執行役員兼人事部長</p> <p>2014年4月 同社 上席執行役員兼コンプライアンス統括部長</p> <p>2015年7月 同社 執行役常務</p> <p>2019年4月 同社 執行役専務</p> <p>2021年4月 同社 常任顧問</p> <p>2021年7月 同社 特別顧問</p> <p>株式会社ADワークスグループ 専務執行役員</p> <p>2022年1月 株式会社エー・ディー・ワークス 取締役 専務執行役員 事業法務部門部門長 兼 人材開発部門部門長</p> <p>株式会社エー・ディー・デザインビルド (現株式会社スミカワADD) 代表取締役社長</p> <p>株式会社澄川工務店 (現株式会社スミカワADD) 代表取締役社長</p> <p>株式会社ADワークスグループ 専務取締役</p> <p>2024年3月 当社取締役 管理／広報・マーケティング 管掌 上席執行役員 (現任)</p>	21,300株
【取締役候補者とした理由】 松本英晴氏は、大手生命保険において豊富な実務経験、機関投資家としての幅広い経験があり、金融業界、コンプライアンス、SDGs経営に対する高い見識を有しております。このような実績を踏まえ、今後の当社グループの成長のために適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	岩野和生 (1952年3月5日)	<p>1975年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社</p> <p>1995年8月 同社東京基礎研究所 所長</p> <p>2001年8月 Director, Autonomic Computing, T.J. Watson Research Center, IBM Research</p> <p>2002年4月 Director, Research and Emerging Business, IBM AP & IBM Japan取締役</p> <p>2004年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社 ソフトウェア開発研究所 所長 執行役員VP</p> <p>2010年4月 東京工業大学 環境・社会理工学院 イノベーション科学系特任教授</p> <p>2012年3月 三菱商事株式会社 ビジネスサービス部門 顧問</p> <p>2012年10月 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー</p> <p>2017年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス（現 三菱ケミカルグループ株式会社）執行役員 Chief Digital Officer</p> <p>2020年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年12月 株式会社エフティー 顧問</p> <p>2023年1月 同社社外取締役（現任）</p> <p>2023年6月 一般社団法人リモート・センシング技術センター 理事（現任）</p>	1,700株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

岩野 和生氏は、IT業界におけるソフトウェアの研究開発、製品開発、新規事業企画に関する専門性に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の客観的な見地から、経営方針や経営戦略の策定に寄与していただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	横田 浩 (1951年8月20日)	<p>1974年4月 通商産業省入省</p> <p>1987年5月 日本貿易振興会リオデジャネイロ事務所長</p> <p>1990年6月 貿易局貿易保険課貿易保険業務室長</p> <p>1992年6月 四国通商産業局総務企画部長</p> <p>1994年9月 工業技術院総務部技術調査課長</p> <p>1996年6月 國土庁長官房水資源部水源地域対策課長</p> <p>1998年6月 関東通商産業局資源エネルギー部長</p> <p>1999年6月 中国通商産業局長</p> <p>2001年7月 前田建設工業株式会社顧問</p> <p>2003年7月 同社執行役員</p> <p>2006年4月 同社常務執行役員</p> <p>2012年4月 同社常任技術顧問</p> <p>2013年7月 同社常務理事</p> <p>2015年4月 同社顧問</p> <p>2017年4月 エネルギー戦略研究所株式会社取締役</p> <p>2018年4月 当社常勤監査役</p> <p>2019年3月 当社社外取締役</p> <p>2024年3月 当社監査役（現任）</p>	1,900株

【社外取締役候補者とした理由及び期待した役割の概要】

横田 浩氏は、中央官庁官僚としてのキャリアに加え上場企業の経営に携わられ、その豊富な知識や経験に基づき、社外の客観的な見地から、ガバナンス・システムの構築やコンプライアンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩野 和生氏及び横田 浩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩野 和生氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 横田 浩氏は、現在当社の監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって通算2年となります。なお、2019年3月から2024年の3月にかけて社外取締役を歴任しており、その在任期間は5年であります。
5. 当社は、岩野 和生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、横田 浩氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、岩野 和生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。また、横田 浩氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案を付議することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	備 考
1	下田 純弘 しもだ よしひろ	常勤社外監査役	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
2	山下 美穂 やました みほ	社外監査役	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
3	高野 裕子 たかの ひろこ	—	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数
1 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	しもだよしひろ 下田純弘 (1955年11月10日)	<p>1979年4月 佐藤製薬株式会社入社</p> <p>1985年7月 株式会社エイ・エス・ティ（日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社）入社</p> <p>2001年4月 株式会社アイ・ティ・フロンティア（日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社）サービス事業統括本部副統括本部長</p> <p>2005年4月 同社企業IT事業 ローソン営業本部長</p> <p>2007年4月 同社執行役員 企業IT第二ローソン本部長 兼 流通事業本部長補佐</p> <p>2011年7月 同社執行役員エンタープライズ本部長補佐</p> <p>2012年4月 同社執行役員ソリューション本部西日本支社長</p> <p>2013年4月 同社執行役員西日本支社長</p> <p>2014年7月 日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社 執行役員西日本支社長</p> <p>2015年4月 同社ハイテクグループ統括本部長 兼 西日本支社長</p> <p>2017年4月 同社ハイテクグループシニアアドバイザー</p> <p>2023年3月 当社常勤社外監査役（現任）</p>	900株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

下田 純弘氏は、IT業界において経営者としての豊富な経験とこれに関する幅広い見識を有しております。このような実績を踏まえ、当社グループの経営に対し客観的な見地から適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	やました　山下　みほ穂 (1971年1月5日)	<p>1996年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1996年10月 株式会社中央プラン取締役</p> <p>2001年4月 公認会計士登録</p> <p>清家公認会計士事務所（現清家公認会計士税理士事務所）所長（現任）</p> <p>2001年6月 有限会社アドプラス代表取締役</p> <p>2003年5月 株式会社サクセス監査役（現任）</p> <p>2003年5月 有限会社喜楽の会監査役</p> <p>2003年11月 日本ガスケミ株式会社監査役</p> <p>2005年4月 税理士登録</p> <p>2006年1月 有限会社林田監査役（現任）</p> <p>2006年6月 旧株式会社レジェンドアプリケーションズ監査役</p> <p>2007年8月 株式会社カメイホールディングス監査役（現任）</p> <p>2007年9月 エコマザー株式会社監査役</p> <p>2009年4月 医療法人社団平成会監事（現任）</p> <p>2012年12月 社会福祉法人平成苑監事</p> <p>2013年1月 社会福祉法人矢代ナザレ園監事</p> <p>2015年2月 医療法人インジェックス監査役（現任）</p> <p>2015年5月 社会福祉法人矢代ナザレ園理事（現任）</p> <p>2016年3月 有限会社牛島商店取締役（現任）</p> <p>2016年8月 医療法人社団博心会監事（現任）</p> <p>2017年1月 株式会社ハッピー食品代表取締役（現任）</p> <p>2018年3月 当公社外監査役（現任）</p> <p>2020年5月 合同会社高来食品代表取締役（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社中央プラン代表取締役（現任）</p>	一株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

山下 美穂氏は、経営者としての豊富な経験に加え公認会計士の資格を有しております。これらを踏まえ、当社グループの経営に客観的かつ専門的見地から適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3 新任 社外 独立	たかの ひろこ 高野 裕子 (1964年9月11日)	<p>1987年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社</p> <p>1999年1月 財団法人（現公益財団法人）国際金融情報センター主任研究員</p> <p>2007年11月 オーツーマイクロインターナショナルジャパン株式会社入社（現任）</p>	一株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

高野 裕子氏は、事業会社及び財団法人にて金融を中心とした豊富な実務経験があり、法務・リスクマネジメントにも造詣の深い候補者であります。当社グループの経営に客観的かつ専門的な見地から適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 下田 純弘氏、山下 美穂氏及び高野 裕子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 下田 純弘氏、山下 美穂氏及び高野 裕子氏は新任の社外取締役候補者であります。
3. 下田 純弘氏及び山下 美穂氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって下田 純弘氏が2年、山下 美穂氏は7年となります。
4. 当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、下田 純弘氏及び山下 美穂氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。また、高野 裕子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求等がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、下田 純弘氏、山下 美穂氏及び 高野 裕子氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
6. 当社は、下田 純弘氏及び山下 美穂を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。また、高野 裕子氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬総額は、2018年3月29日開催の第1回定時株主総会において、年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりであります。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

また、当該報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります、第1号議案および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第1号議案および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただきますと、3名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(ご参考) スキルマトリックス一覧表（第2号議案および第3号議案が承認された場合）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

候補者番号	氏名	企業経営 / 経営戦略	財務 / 会計	DX / 戰略開発	事業戦略 / マーケティング	グローバルビジネス	人事 / 人材育成	法務 /リスクマネジメント	サステナビリティ/ESG	IT/サービス開発
1	久保 努	○	○	○	○	○		○		○
2	松本 英晴	○	○		○		○	○	○	
3	岩野 和生	○		○	○	○	○		○	○
4	横田 浩	○	○	○		○			○	

監査等委員である取締役

候補者番号	氏名	企業経営 / 経営戦略	財務 / 会計	DX / 戰略開発	事業戦略 / マーケティング	グローバルビジネス	人事 / 人材育成	法務 /リスクマネジメント	サステナビリティ/ESG	IT/サービス開発
1	下田 純弘	○		○	○	○		○		○
2	山下 美穂		○					○		
3	高野 裕子		○			○		○		

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は一部に足踏みが残るもの、緩やかな回復傾向にあります。先行きについては、雇用所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループが属する情報サービス業においては、企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）化の取り組みが進んでおり、様々な情報サービスに対するニーズが益々高まっております。

このような環境のもと当社グループは、アプリケーション開発プラットフォーム LaKeel DXと、このプラットフォーム上で稼働する製品群 LaKeel Appsを提供し、顧客企業のデジタル化、DX推進をサポートしてまいりました。LaKeel DXは、全てのソフトウェアを部品単位で開発し、これを組み合わせてシステムを作るという、マイクロサービス技術を活用した当社独自の開発手法を採用しており、顧客企業は自社の業務に合ったシステムを短期間で開発することが可能になります。また、LaKeel DXでは部品を更新するだけでソフトウェアを最新の状態に保てるため、システムが陳腐化することなく継続して利用できるという特徴があります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,968,676千円（前連結会計年度比4.1%増）、営業利益は560,124千円（同27.7%減）、経常利益は543,992千円（同32.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は362,218千円（同32.9%減）となりました。

なお、当社グループはLaKeel事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりませんが、サービス別の売上高は次のとおりであります。

プロダクトサービスの売上高は4,635,028千円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。LaKeel製品の新規ライセンス販売とサブスクリプションによる使用料収入、及びこれに付随するコンサルティングサービスが成長しております。

プロフェッショナルサービスの売上高は3,333,647千円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。過去に当社が提供した既存システムの保守運用といった収益基盤により、リカーリングレベニューが安定して推移しております。

サービス別売上高

サー ビ ス の 名 称	第7期 (2023年12月期) (前連結会計年度)		第8期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
プロダクトサービス	4,444,076千円	58.1%	4,635,028千円	58.2%	+190,952千円	+4.3%
プロフェッショナルサービス	3,209,337	41.9	3,333,647	41.8	+124,310	+3.9
合 計	7,653,414	100.0	7,968,676	100.0	+315,262	+4.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は558,177千円で、その主なものは自社製品（ソフトウェア）の開発であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2021年12月期)	第6期 (2022年12月期)	第7期 (2023年12月期)	第8期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	5,830,059	6,880,844	7,653,414	7,968,676
営業利益(千円)	549,267	772,194	774,580	560,124
経常利益(千円)	493,323	731,285	806,955	543,992
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	317,043	467,051	539,576	362,218
1株当たり当期純利益(円)	45.88	61.30	70.58	48.36
総資産(千円)	5,442,549	5,787,567	6,408,102	6,000,832
純資産(千円)	2,817,488	3,271,557	3,824,727	3,593,356
1株当たり純資産(円)	369.20	426.58	499.74	506.34

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2021年12月期)	第6期 (2022年12月期)	第7期 (2023年12月期)	第8期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	5,449,067	6,468,738	7,073,729	7,375,555
営業利益(千円)	541,358	722,588	705,902	500,336
経常利益(千円)	515,798	719,403	738,677	488,661
当期純利益(千円)	340,881	478,242	493,740	321,848
1株当たり当期純利益(円)	49.33	62.77	64.59	42.97
総資産(千円)	5,321,059	5,648,249	6,186,908	5,736,892
純資産(千円)	2,754,088	3,207,666	3,703,810	3,409,517
1株当たり純資産(円)	363.24	420.41	483.94	480.43

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Legend Applications China Holding, Inc. (注) 2	1,551千USドル	94.8%	中間持株会社
北京利衆得応用技術有限公司 (注) 3	11,457千人民元	94.8 (94.8)	製品開発及び プロフェッショナルサービス
株式会社ZEST	10,000千円	100.0	プロフェッショナルサービス

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. Legend Applications China Holding, Inc.は、北京利衆得応用技術有限公司の発行済株式全てを取得し、統括運営する中間持株会社として設立した連結子会社であります。
3. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業成長を継続するために対処すべき重要な課題は次のとおりです。

① 人材の確保と育成

人材の確保は当社の成長の礎であり、いかに人材を採用し、育成するかは重要な課題の一つです。当社の企業理念である「人と共に成長し継続する企業」を全従業員と共有・体現する為に、当社の行動指針である5つの「ラキールウェイ」（ロイヤリティ・問題解決能力・イノベーション・プロフェッショナル・ヒューマンスキル）を基軸としております。それをもって、企業理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。人材市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生の改善により採用した人材の定着率の向上も図ってまいります。

② 新サービスの開発

ITの急速な発展及び変革により、多様化し拡大するニーズに応えるために、当社の基幹技術（「LaKeel DX」）を基盤とした新しいサービスの開発及び提供が必要と考えております。クラウド型デジタルビジネスプラットフォーム「LaKeel DX」を統合的な開発・運用プラットフォームとすることにより、高い生産性と品質向上を加速してまいります。

③ 技術力の強化

新技術の採用と研究開発により、技術ノウハウをさらに蓄積し、充実させていくことは当社の事業の競争優位性を高めるうえでも必要不可欠です。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

④ 個人情報の取扱い及び情報管理体制の強化

当社は、各事業で提供するサービスの特性上、顧客企業の機密情報及び個人情報等を多く取扱っております。これら情報等の取扱いについては、プライバシーマークを取得しており、個人情報や機密情報に関する取扱いを社内規程に定め、社内研修の実施等によりセキュリティ意識の喚起や情報リテラシーの向上に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社が今後の事業環境の変化に対応し、また新たに事業拡大を進めるためには、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、LaKeel事業の単一セグメントで事業を行っております。サービス別の内容は次のとおりです。

サービスの名称	主なサービス内容
プロダクトサービス	LaKeel製品の開発及び製品サービスの提供 製品導入及びデータ分析コンサルティングサービスの提供
プロフェッショナルサービス	企業向けシステム開発及び保守サービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 子会社

北京利衆得応用技術有限公司	本社（中華人民共和国 北京市）、支店（同 上海市）
株式会社 ZEST	東京都港区

(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
453名	20名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。臨時雇用者数（フルタイムではない契約社員、アルバイト、インターン及び派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 当社グループは、LaKeel事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
391名	28名増	35.1歳	8.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。臨時雇用者数（フルタイムではない契約社員、アルバイト、インターン及び派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 平均勤続年数は、当社の前身となる旧株式会社レジェンド・アプリケーションズ設立（2005年6月）からの勤続年数を記載しております。
3. 当社は、LaKeel事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	600,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
株式会社りそな銀行	200,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,672,500株 (うち自己株式575,723株)
- ③ 株主数 2,236名
- ④ 大株主

株	主	名	持 株 数	持株比率
久	保	努	3,164,400株	44.58%
K S T 有 限 責 任 事 業 組 合			375,000	5.28
平	間	恒 浩	302,300	4.25
ラ キ 一 ル 従 業 員 持 株 会			288,112	4.05
株 式 会 社 K コ ー ポ レ ー シ ョ ン			245,600	3.46
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社			140,000	1.97
川 上	嘉 章		130,600	1.84
雄 谷		淳	122,400	1.72
上 野		華	102,500	1.44
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) L I M I T E D A / C C L I E N T			90,500	1.27

(注) 1. 持株比率は自己株式 (575,723株) を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数が19,000株増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保 努	Legend Applications China Holding, Inc. 取締役
取締役	浅野 勝己	プロフェッショナルサービス／プロダクトサービス管掌 上席執行役員
取締役	川上 嘉章	DX推進室／PMO／コンポーネント推進室管掌 上席執行役員 北京利衆得応用技術有限公司董事
取締役	正西 康英	営業管掌 上席執行役員 北京利衆得応用技術有限公司董事長
取締役	松本 英晴	管理／広報・マーケティング管掌 上席執行役員
取締役	岩野 和生	株式会社エフティー社外取締役
常勤監査役	下田 純弘	
監査役	山下 美穂	清家公認会計士税理士事務所 所長
監査役	横田 浩	

- (注) 1. 取締役 岩野 和生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 下田 純弘氏及び山下 美穂氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山下 美穂氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、平間 恒浩氏は取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はLegend Applications China Holding, Inc. 取締役及び北京利衆得応用技術有限公司董事がありました。
5. 2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、雄谷 淳氏は取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はありません。
6. 2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、古川 勝博氏は取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はありません。
7. 2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、横田 浩氏は取締役を退任し、新たに監査役に就任いたしました。なお、退任時及び就任時における重要な兼職はありません。
8. 2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、加藤 充彦氏は監査役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はありません。
9. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役に対し、金銭報酬である一定額の基本報酬を毎月一定の時期に支給します。取締役の報酬の決定にあたっては、会社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを考慮し、原則として毎年度見直しを行います。

また、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、従業員給与とのバランス及び経営内容等を勘案して、取締役の個人別の報酬等の額を、取締役会で決定します。

ロ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について「役員報酬規程」に基づき検討し、当該方針に沿うものであると最終的に判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	147百万円 (8)	135百万円 (8)	—	11百万円 (-)	10名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (18)	24 (18)	—	—	4 (3)
合計 (うち社外役員)	171 (27)	159 (27)	—	11百万円 (-)	14 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の金銭報酬の額は、2018年3月29日開催の第1回定時株主総会において年額350百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
 3. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月31日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 4. 上表には2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。

二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、取締役が業務執行上必要な場合に入居する社宅家賃であり、社内規程に基づき当社がその一部を負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 岩野 和生氏は、株式会社エフティーの社外取締役及び一般社団法人リモート・センシング技術センターの理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 山下 美穂氏は、清家公認会計士税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 岩野 和生	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。ソフトウェア開発に関する幅広い見識と経営者としての豊富な経験に基づき適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 下田 純弘	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回の全てに出席いたしました。IT業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 山下 美穂	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、主に財務・会計等に関し適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、北京利衆得応用技術有限公司については、Grant Thornton Chinaの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針を定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく方針ですが、現在のところは配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

現時点では、当社グループの事業は成長過程にあるため、財務体質強化と今後の事業拡大のために必要な内部留保の確保を優先し、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。また、内部留保資金につきましては、製品開発の継続的な実施や人材採用・育成の強化のために優先的に充当し、事業基盤の強化を図っていく予定であります。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,492,721	流 動 負 債	2,047,614
現 金 及 び 預 金	2,547,558	買 掛 金	331,767
受取手形、売掛金及び契約資産	789,351	短 期 借 入 金	600,000
仕 掛 品	9,214	1年内返済予定の長期借入金	100,000
貯 藏 品	92	リ 一 ス 債 務	10,902
未 収 還 付 法 人 税	332	未 払 金	141,771
そ の 他	146,171	未 払 費 用	88,493
固 定 資 産	2,508,110	未 払 法 人 税 等	84,404
有 形 固 定 資 産	178,587	未 払 消 費 税 等	86,539
建 物	186,446	契 約 負 債	461,302
減 価 償 却 累 計 額	△64,005	賞 与 引 当 金	44,897
建 物 (純額)	122,441	受 注 損 失 引 当 金	27,312
工 具 、 器 具 及 び 備 品	90,127	そ の 他	70,222
減 価 償 却 累 計 額	△52,113	固 定 負 債	359,861
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純額)	38,014	長 期 借 入 金	300,000
リ 一 ス 資 産	57,841	リ 一 ス 債 務	8,048
減 価 償 却 累 計 額	△39,710	資 産 除 去 債 務	51,813
リース資産(純額)	18,131	負 債 合 計	2,407,476
無 形 固 定 資 産	1,221,689	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	367,139	株 主 資 本	3,510,153
ソ フ ト ウ エ ア	673,484	資 本 金	1,016,488
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	24,291	資 本 剰 余 金	1,124,436
コ ン テ ン ツ 資 産	117,290	利 益 剰 余 金	1,986,952
そ の 他	39,483	自 己 株 式	△617,725
投 資 そ の 他 の 資 産	1,107,833	その他の包括利益累計額	63,388
投 資 有 価 証 券	712,643	為 替 換 算 調 整 勘 定	63,388
敷 金 及 び 差 入 保 証 金	306,708	非 支 配 株 主 持 分	19,814
繰 延 税 金 資 産	28,786	純 資 産 合 計	3,593,356
長 期 未 収 入 金	37,070	負 債 純 資 産 合 計	6,000,832
そ の 他	22,624		
資 産 合 計	6,000,832		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 1月 1日から)
2024年12月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目				金	額
売 売 上 原 高 価					7,968,676
売 売 上 総 利 益					5,530,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					2,438,455
営 営 業 利 益					1,878,330
営 営 業 外 収 益					560,124
受 取 利 息 他				486	
そ の 他				3,065	3,552
営 営 業 外 費 用					
支 払 利 息 他				7,205	
為 替 差 損				9,037	
支 払 手 数 料				2,256	
投 資 事 業 組 合 運 用 損				1,185	
そ の 他				0	19,685
経 特 常 別 利 益					543,992
固 定 資 産 売 却 益				3,477	
新 株 予 約 権 戻 入 益				600	4,077
特 別 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損				1,044	1,044
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					547,025
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				196,506	
法 人 税 等 調 整 額				△12,546	183,959
当 期 純 利 益					363,065
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					847
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					362,218

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,008,514	流 動 負 債	1,967,513
現 金 及 び 預 金	2,129,188	買 掛 金	309,150
受取手形、売掛金及び契約資産	723,784	短 期 借 入 金	600,000
仕 掛 品	8,926	1年内返済予定の長期借入金	100,000
貯 藏 品	92	リ 一 ス 債 務	10,902
そ の 他	146,522	未 払 金	138,079
固 定 資 産	2,728,378	未 払 費 用	68,088
有 形 固 定 資 産	176,095	未 払 法 人 税 等	82,463
建 物	186,446	未 払 消 費 税 等	82,939
減 価 償 却 累 計 額	△64,005	契 約 負 債	461,302
建 物 (純 額)	122,441	賞 与 引 当 金	22,902
工具、器具及び備品	70,019	受 注 損 失 引 当 金	27,312
減 価 償 却 累 計 額	△34,496	そ の 他	64,370
工具、器具及び備品(純額)	35,522	固 定 負 債	359,861
リ 一 ス 資 産	57,841	長 期 借 入 金	300,000
減 価 償 却 累 計 額	△39,710	リ 一 ス 債 務	8,048
リース資産(純額)	18,131	資 産 除 去 債 務	51,813
無 形 固 定 資 産	1,259,496	負 債 合 計	2,327,374
の れ ん	367,139	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	706,356	株 主 資 本	3,409,517
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	24,291	資 本 金	1,016,488
コ ン テ ン ツ 資 産	122,226	資 本 剰 余 金	1,124,436
そ の 他	39,483	資 本 準 備 金	1,124,436
投 資 そ の 他 の 資 産	1,292,786	利 益 剰 余 金	1,886,317
投 資 有 価 証 券	712,643	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,886,317
関 係 会 社 株 式	191,232	繰 越 利 益 剰 余 金	1,886,317
敷 金 及 び 差 入 保 証 金	303,115	自 己 株 式	△617,725
繰 延 税 金 資 産	28,588	純 資 産 合 計	3,409,517
長 期 未 収 入 金	37,070	負 債 純 資 産 合 計	5,736,892
そ の 他	20,135		
資 产 合 计	5,736,892		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 1月 1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,375,555
売 上 原 価		5,102,634
売 上 総 利 益		2,272,921
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,772,585
営 業 利 益		500,336
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	283	
そ の 他	3,061	3,344
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,205	
為 替 差 損	4,371	
支 払 手 数 料	2,256	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,185	
そ の 他	0	15,019
経 常 利 益		488,661
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,477	
新 株 予 約 権 戻 入 益	600	4,077
税 引 前 当 期 純 利 益		492,738
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	184,512	
法 人 税 等 調 整 額	△13,622	170,890
当 期 純 利 益		321,848

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社ラキール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹 原 玄 
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 裕 之 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラキールの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラキール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社ラキール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹 原 玄 

業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 今 井 裕 之 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラキールの2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、電話またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、主な子会社については、子会社の取締役または、監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

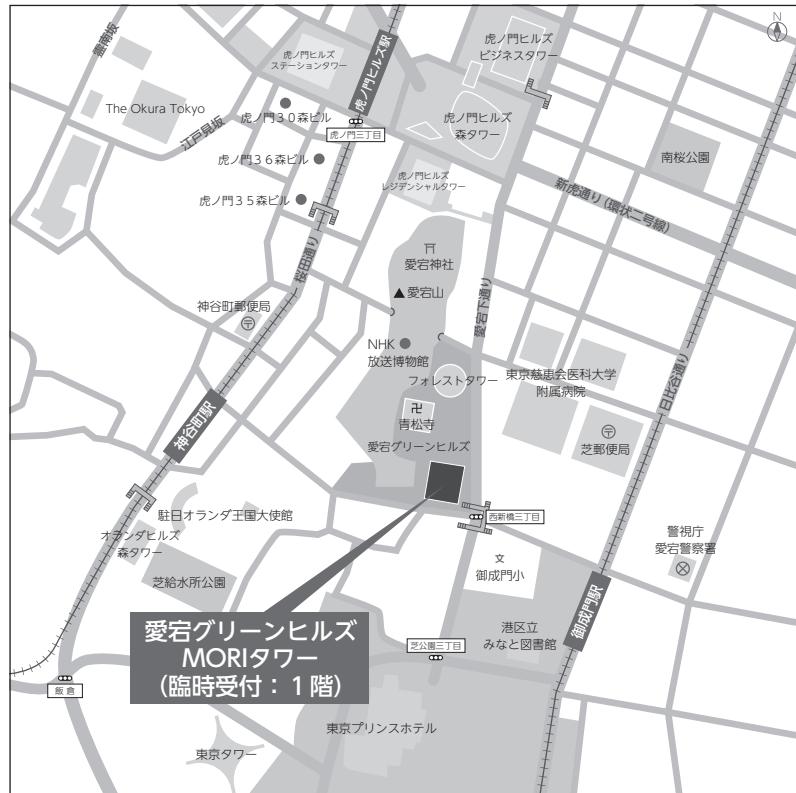
2025年2月27日

株式会社ラキール 監査役会
常勤社外監査役 下田 純 弘 ㊞
社外監査役 山下 美穂 ㊞
監査役 横田 浩 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 31階
株式会社ラキール 会議室 (臨時受付：1階※)



(※) 1階の当社専用の臨時受付にお越しください。当社スタッフが会場（31階当社会議室）にご案内いたします。

交通 東京メトロ日比谷線 神谷町駅 3番出口 徒歩4分
都営三田線 御成門駅 A5番 出口徒歩3分

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンをご案内します。
右図を読み取りください。

